

令和6年度 第7回倉吉市農業委員会会議事録

1 開催日時 令和6年10月10日(木) 午後1時30分から午後2時25分

2 開催場所 倉吉市役所 第2庁舎3階 会議室302

3 出席委員 (27人)
会長 2番 山脇 優 委員

農業委員

1番 高見美幸 委員	3番 船越省吾 委員	4番 田村静伸 委員
5番 福井章人 委員	6番 藤井由美子 委員	7番 室山恵美 委員
8番 吉村年明 委員	9番 山下賢一 委員	10番 筏津純一 委員
11番 堀川理恵 委員	12番 数馬 豊 委員	13番 鐵本達夫 委員
14番 美田俊一 委員	15番 衣笠健一郎 委員	16番 松本幸男 委員
17番 河野正人 委員	18番 原田明宏 委員	19番 早田博之 委員

農地利用最適化推進委員

山脇賢治 委員	塚根正幸 委員	田倉恭一 委員	秋山美香 委員
藤原 治 委員	林 修二 委員	小谷義則 委員	山下洋一郎 委員

4 欠席委員 (1人)
福井満寿美 委員

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第36号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議案第37号 農用地利用集積計画の決定について

議案第38号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について

議案第39号 農用地利用集積等促進計画について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

局長 内川 啓二

主幹 梶本 幸敬

主任 岩田 寿朗

経済観光部農林課職員

主幹 清水 彰夫

7 会議の概要

(1) 開 会

事務局 ただ今より、令和6年度第7回農業委員会会議を開会いたします。初めに山脇会長よりごあいさつをお願いいたします。

(2) 会長あいさつ

会 長 (会長あいさつ)

※ 議長選出

事務局 この後は農業委員会会議規則第3条により、会長が議長となり会議を進行していただきます。よろしくお願いいたします。

(3) 議事録署名人の決定

議 長 それでは本日の議事録署名人ですが、私のほうで指名させていただいてもよろしいでしょうか。

(はいの声)

議 長 それでは指名をさせていただきます。16番 松本委員、17番 河野委員に本日の議事録署名人をお願いいたします。

※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長 本日は福井満寿美委員から欠席の連絡がありました。先月から聞いておりまして、JAの女性の関係の会議があるということです。JA鳥取の女性会の会長をしておられますので、そちらのほうを優先されますので欠席ということです。

(4) 連絡・報告事項

議 長 それでは(4)連絡報告事項、事務局からお願いします。

事務局 令和6年度第7回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項でございます。別紙をご覧ください。(以下事務局説明)

(5) 議 事

議 長 それでは農業に関する相談会の相談はなかったようですので、続きまして(5)の議事に入ります。本日の議事について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは本日の議案について説明させていただきます。始めに議案第34号農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。議案2ページから3ページのとおり7件の申請がございます。番号1、番号4、番号5、番号6は売買による所有権移転。番号2、番号3、番号7は贈与による所有権移転でございます。なお、贈与のうち番号2については〇〇関係での贈与というふうに聞いております。

続きまして議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。議案5ページに記載のとおり2件の申請がございます。番号1は〇

〇〇〇〇〇地内における共同住宅の建築でございます。申請地は都市計画用途区域の第1種中高層住居専用地域及び第1種住居地域に指定されておりますので農地区分は第3種農地で、原則許可でございます。番号2は〇〇〇地内における駐車場の整備でございます。申請地は都市計画用途区域の第1種住居地域に指定されている第3種農地でございますので、原則許可でございます。

次に議案第36号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてでございます。議案7ページから8ページに記載のとおり6件の申請がございます。

議案第37号 農用地利用集積計画の決定についてですが議案11ページから16ページ記載のとおり15件の利用権設定の申出がございます。

次に議案第38号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定についてですが、議案の20ページ記載のとおり1件の申請がございます。

続きまして議案第39号 農用地利用集積等促進計画については議案23ページのとおり4件の協議がございます。本日の議案は以上でございます。

議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 それでは議案に入らせていただきます。議案第34号 農地法第3条の規定による許可の申請について委員の皆さんにお諮りいたします。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。

議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 続きまして、4ページ議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について委員の皆さんにお諮りいたします。本件につきましては、本日午前10時より当番委員であります船越委員、小谷委員、藤井職務代理、内川局長、岩田主任と私の6人で現地の調査に行っておりますので、代表して船越委員より報告をお願いいたします。

3番 本日10時より会長以下6名で現地を確認いたしまして、2件とも問題のないことを報告させていただきます。

議長 ありがとうございます。それでは議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。

議案第 3 6 号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議 長 続きまして議案第 3 6 号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について委員の皆さんにお諮りいたします。本件につきましても本日午前 1 0 時より当番委員であります船越委員、小谷委員、藤井職務代理、内川局長、岩田主任と私の 6 人で現地の調査に行っておりますので、引き続いて船越委員より報告をお願いいたします。

3 番 これも先ほど同様に、会長以下 6 名で現地確認をいたしまして問題なかったことを報告させていただきます。

議 長 ただ今、船越委員から報告がございましたが皆さんのほうでご質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、ただ今の案件について賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。

議案第 3 7 号 農用地利用集積計画の決定について

議 長 続きまして議案第 3 7 号 農用地利用集積計画の決定についてお諮りいたしますが、本日の農用地利用集積計画の各筆明細に該当委員に係る案件がございますので、事務局より全体の説明を受ける前に該当委員に係る案件を先に審議させていただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしということでございますので、そのように進行させていただきます。農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定により該当委員の退席を求めます。

1 1 ページ申請番号 1 番は、1 9 番 早田委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(早田委員 退席)

議 長 それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 1 1 ページでございます。申請番号 1 番、〇〇の 1 筆、8 9 9 m²の畑の賃借権の設定でございます。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。以

上でございます。

議 長 はい、ただ今早田委員の案件について説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。早田委員の入場を求めます。

(早田委員 入場・着席)

議 長 早田委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されましたので報告いたします。

以上で該当する出席委員に係る案件について審議は終了しました。引き続いて全体について審議を行います。事務局より説明をお願いします。

事務局 11ページでございます。利用権設定各筆明細等集計表につきましては、田、畑、樹園地の合計は28,860㎡でございます。利用権設定各筆明細につきましては、11ページから16ページまでの記載のとおりでございます。

利用権設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、14ページ記載のとおりでございます。

いずれも農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 ただ今事務局より説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑がないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。

議案第38号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について

議 長 続きまして議案第38号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地

の認定についてお諮りいたします。本件につきましても本日午前10時より先ほどのメンバーで現地の調査に行っておりますので、同様に船越委員より報告をお願いいたします。

3 番 現地確認を山脇会長以下6名で行いまして、大きな木も生えておらず草のみということで判断いたしまして、1反あたり2万円が妥当だということを報告させていただきます。

議 長 はい、ありがとうございました。ただ今の案件につきまして議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、議案第38号につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、全員賛成でございますので承認といたします。

議案第39号 農用地利用集積等促進計画について

議 長 続きまして議案第39号 農用地利用集積等促進計画についてお諮りいたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい23ページでございます。農用地利用集積等促進計画につきましては、23ページの番号1番から4番まで、合計で9,664㎡の水田、畑でございます。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により倉吉市長から協議がありましたので、本会の意見を求めるものでございます。以上でございます。

議 長 ただ今議案第39号について事務局より説明がございました。皆さまからの議案に対する質疑を求めます。

(なしの声)

議 長 質疑がないようですので、挙手による採決を求めます。ただ今の案件について賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございますので議案第39号 農用地利用集積等促進計画については承認といたします。以上で議事は終結といたします。

(6) その他

議 長 続きまして別冊、その他報告・連絡事項をご覧ください。(1) 農地法第5条

の規定による許可を必要としない届出書について、岩田主任からお願いします。

事務局

別冊をご覧いただきたいと思います。2 ページですが（1）農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書についてでございます。こちらは倉吉市建設課の発注工事に伴う一時転用でございます。請負業者、転用期間、届出地は記載のとおりでございます。以上でございます。

議 長

それでは（2）あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任について、梶本主幹より説明をしてください。

事務局

はい、3 ページのあっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任についてということです。今回は9 件ありました。1 番目から説明させていただきたいと思います。

まず1 番目ですけど、相談者が所有者の○である○○○○さんで○○○、○の○の水田であります。相談内容は賃貸借、○○○は売買も可能ということであります。

4 ページ、2 番目は相談者が○○○さんで○○○○○○の水田であります。相談内容は売買ということであります。

5 ページ、3 番目は相談者が所有者の○である○○○○○さんで○○の水田であります。相談内容は使用貸借ということであります。

6 ページ、4 番目は○○○○さんで相続の届出からの提出で、○○○の水田であります。相談内容は売買、賃貸借、使用貸借ということであります。

7 ページ、5 番目は○○○○さんで○○○の水田であります。相談内容は売買、賃貸借ということであります。

8 ページ、6 番目は○○○○○さんで○○の水田であります。相談内容は売買、売買が難しければ賃貸借でも可能ということであります。

9 ページ、7 番目は○○○○○さんで○○、○○の水田、畑であります。相談内容は売買ということであります。

1 0 ページ、8 番目は○○○さんで○○の水田であります。相談内容は売買ということであります。

1 2 ページ、9 番目は○○○さんで相談内容は、○○○○の1 筆を借りて野菜を耕作している。賃貸借している○○（○○○○）の農地で、売買、賃貸借、使用貸借により耕作面積を増やしたい。7～8 反を希望しているとのこと。

以上、あっせん委員の選任についてよろしくお願いいたします。

議 長

たくさんのあっせんが出てまいりました。それでは1 番からいきます。

1 2 番

1 番と3 番を堀川委員と数馬でします。

議 長

3 番はこれも○○か、はい、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。続きまして○○○○○○、藤井さん。

6 番

はい。

議 長

次に4 番、○○○。衣笠委員ね、はい。次、○○○。

小谷推進委員 はい。

議 長 小谷委員、お願いします。次は〇〇、筏津委員。

10番 はい。

議 長 次も〇〇、こんなもか。

10番 そうそう。

議 長 次は、〇〇、林委員。次が〇〇、〇〇〇〇、田倉委員。これは買うほうだけあらへんか。畑がないだら。

はい、続きまして（3）農地等のあっせん活動の状況について報告を行っていただきます。1番、早田委員どうぞ。

19番 早田です。あっせん依頼のあった畑はですね、地盤が固くゴズボが繁茂しておりまして、隣接する方にも大変迷惑をかけている状況でございます。地主の〇〇さんは高齢でひとり住まいでございまして、管理はできる状況ではございません。売買がだめなら贈与でもお願いしたいとのことでございました。とりあえず調整中でございます。贈与で進めたいと思っております。

議 長 はい、ありがとうございます。続きまして、美田委員。

14番 美田です。受けてからすぐに隣接する人の調査を農業委員会でもらいまして、全部あたったところほとんど、隣の地主さんも買ってまではいいかん。ただでもええけ、登記の費用まで出してもらえんならしてもええけどっていうような人もあったですけど、そういう状況です。それから〇の法人がやっておる分につきましては、法人はすべて買い取りせんという方針でこれも無理だということで。あと農地開発した分の〇〇〇〇ののですが、これも隣接の芝を作っとる人とか、〇〇〇〇〇は枝豆作っとるようだというぐらいの状況です。隣接の芝畑の所有者も道路を挟んで、段差がついているもので買うまではちょっと。それから〇の公民館から上のほうのこまい部分の地主さんに聞いたら、よう買わんと。地主さんにはそういう状況を伝えておきます。なかなか買ってまでっていうのもないですし、なんぼただでも。なかなか〇〇でこういう場所っていうのは売買はないだろうという状況です。

議 長 はい、ありがとうございます。続きまして福井委員。

5番 福井です。〇〇の〇〇の〇〇〇と〇〇〇〇〇〇は、私が阪神淡路の震災で退職して帰って30年です。その間なにも作っておらず、今は竹や木が生えて原野になっております。下の〇〇〇の〇〇〇〇〇と〇〇〇〇〇〇は現在作っていただいておりますが、作り方も稲があるのか稗があるのかという状態で現在作っておられます。売買につきましてはこの周りに〇〇さんのところや〇〇〇さんのところも出ておりますが、どなたも未だに声がない状態であります。続けて頑張っていきたいと思います。

議 長 はい、お願いいたします。次は田倉委員。

田倉推進委員 田倉です。〇〇さんの申し出につきまして、過去に〇〇の〇〇さんがあっせんに出されていた4反と、〇〇〇の〇〇さんが出されていた2反につきまして紹介したところ、それでいいということでこれはうまくおさまりました。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。ご苦労様でした。以上でございます。続きまして、(4)について。

事務局 (4)農地利用意向調査についてということですが、今日資料のほう、こちらの農地利用意向調査の実施についての依頼通知文を付けておりますので、この資料で説明させていただきたいと思います。あとは農地パトロールをした後に農地利用意向調査をする必要がありますので、その調査表のほうは各地区の代表者の方に青い封筒に通知文を入れさせてもらっておりますのでそれを担当するそれぞれ農業委員の方に渡していただくという形になると思いますのでよろしくお願いします。

まず資料の説明したいと思いますが、1ページ目は農地利用意向調査の実施についてということで依頼文書を付けさせてもらっております。

続きまして、はぐってもらって2ページから6ページまでになりますけど、遊休農地の一覧表で今回新たに出てきたものを計上させてもらっております。一覧表の中で備考欄に多面的とか中山間の対象農地を黄色とか青で区別しながら記載していますが、この分に関しましては今年までには解消するという話を受けておりますので通知文のほうは配布しません。また、農地パトロール後に私のほうで確認をさせてもらっていますけれども、その分は解消が確認できた農地も配布しません。

続きまして7ページになりますけど、この分は令和5年度に新規発生した分で回答のなかった遊休農地を改めて計上させてもらっております。昨年度実施していただいたんですけど、なかなか回答までには至っていないということだと認識しておりますが、もう一度無理のない程度に今年も改めてお願いできればと思ひまして、計上させてもらっています。

最後に8ページです。8ページの表は、意向調査の調査欄に3の自ら耕作と4のその他にチェックがしてあるものを計上しております。その3と4のチェックは書類上で毎年確認することが必須ということでありますので、その分も意向調査票を配布させてもらっております。

最後にもう一度最初のページに戻ってください。意向調査の内容としては、農地中間管理事業の利用意向というところにチェックすれば基本的には課税強化とかそういった対象農地からは外れるようになっております。これから各所有者さんにお話をするにあたって、農地中間管理機構への誘導のほうをよろしくお願いしたいと思っております。3の自ら耕作と4のその他ということになると、先ほどもあったように毎年毎年調査の対象になってくるということです。改めて所有者と接することになるので注意してまわっていただきたいと思っております。あと、印鑑は必要ないので削除してあります。

例えば遊休農地の場所が小鴨であって所有者が上小鴨の場合がありますが、遊休農地の場所の小鴨のほうに書類を同封しています。適切な地区委員さんで対応をお願いしたいと思います。同じ例で遊休農地は北谷ですが、所有者は高

城というのが1件ありました。北谷のほうに同封してあります。

締め切りのほうを11月8日にしてありますけれど、これは3年前から制度が変更になって、1ヶ月以内に処理しなさいと変わっておりますので通知文のほうは11月8日までの締め切りにしております。ただ、相手のあることですので例年11月末を目処に進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

議 長 はい、藤原委員。

藤原推進委員 推進委員の藤原です。毎年この調査で実施報告をしているわけですがけれども、中間管理機構への意向を地権者の方に確認をするということで、課税等を逃れることができるわけですがけれども。実際に地権者の方からこの中間管理機構を利用したいんですけど、ということがあった場合に実務についてちょっと教えてください。

議 長 地主のほうから中間管理機構にお願いしてくださいという意向があった場合にどうするかということですね。

藤原推進委員 実際の手続きはどのようなことになるかということです。

議 長 清水さんお願いします。

農林課 中間管理の事業については農林課が担当しておりますので、書類作成などの手伝いしますので契約の内容とか教えていただいたら準備します。

機構に地権者が農地を貸し出ししたいというだけでは、現状では契約までには至らなくてですね、耕作者が見つかった状態でないと実際は手続きができませんので、とりあえず作り手を探すところはお願いしたいです。

議 長 今、説明がありましたようにたとえ中間管理機構に出しても耕作者を探さないといけない。船越さんがいますので、意見を聞いてみたいと思います。

3 番 先ほど清水さんから説明がありましてとおり、耕作者が決まっていなくて契約をするということはないです。契約をしてしまえば当然賃借料が発生しますので、耕作者がいなければそれを回収する術がないということになりますのであくまでも耕作者がないとできないということです。間違えないようによろしくお願いします。

議 長 3年間は機構が保有して耕作者を探す、その間に管理は中間管理機構がというのもあったけど今は違う。

3 番 現在作っておられるところがあって撤退をした場合に、全部ではないんですが2年間だけ草刈りや耕耘をお願いしてその間に探すという方法もあったんですけどこれは予算がほとんどない状況なので、これを使うのは厳しいという現状です。今、特殊な事情でこれを適用しているのが1件だけあります。それ以外はないです。

- 議 長 最終的には農業委員があっせんをせな先へ進まないということです。中間管理機構はあっせんとかようしません、人もおらんし。今年も私は評議委員ですので中間管理機構の評議委員会には2回ほど出ましたけれども、今のところそういう話は一切なく、いわゆる今契約している人の肩代わりをして地主に支払いをしている、耕作者は中間管理機構に払っているんだけどすごい未収金が増えてきていると。耕作者が中間管理機構に払ってくれない、未収金が増えていると。借金してまで地主に払っている状態が続いているみたいです。それを早いところ回収してもらわないといけんなどこの間私も言ったところですけど。耕作者が直接払うか、管理機構に任せるかは選べるんですよ。その時期を管理機構が1ヶ月ずらす話も出ているのでますます大変なことになるのではないかと思います。やはり農業委員会であっせんしてからでないと思えます。
- 1 3 番 これからこうやって扱うのを今後はみんな管理機構がするようにというような流れみたいで、違うですか。
- 事務局 いえ、これは遊休農地だけの話です。
- 1 3 番 いや、遊休農地だけの話でなしに耕作関係をみんな管理機構へという話で。
- 事務局 中間管理機構のほうに令和7年4月からは全部なりますということです。
- 議 長 今まで利用集積に出ていたのが3月いっぱいできなくなり、4月からはすべて中間管理機構のほうに契約を出してもらおうということです。農業委員会では扱わなくなります。
- 1 3 番 その耕作者がなかなかないのは、農業委員や推進委員があっせん委員として話をしてくちんとしないとそこから先はじゃあ持っていきましょうかということにはならないということです。
- 議 長 そうですね、意向調査で中間管理機構につけて言ってみたって作る者がいなかったら何にもならない。
- 事務所 遊休農地についてはですね。
- 議 長 遊休農地に関してはね。出したところで農業委員会が最終的にはあっせんして探さないけんわ。こういう荒廃農地、遊休農地は今後どんどん出てくる気がします。ここにあるようにもうよう作らんとか出てくるです。いいところばかりでもないですし、三角とかちょこっと1反ないようなところとか。結構出てきています。藤原委員いいですか。
- 藤原推進委員 これで今しないといけんことは分かったんですけど。地権者に確認をして農地中間管理機構の利用意向にしてくださいということですけど。その先はですね、やっぱり踏み込む方法はないのかなと思って質問させていただきました。今回のこれについては以上です。

議 長 他にありませんか。

(なしの声)

議 長 はい、ないようですので事務局。

事務局 日程の（５）その他でございます。まずクールビズ期間終了についてです。１０月末で今回が最後となります。１１月からは通常の上着、ネクタイ、バッジ等着用をよろしくお願いします。

続きまして赤い羽根の共同募金につきまして、お手元に羽根のほうは置かせていただきました。お帰りの際に募金箱を後ろのほうに用意しておりますのでよろしくお願いいたします。

続きまして令和７年度の県外視察研修提案書の提出ということで受け付けておりますので、帰りに後ろで渡すなり私まで提出していただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

能登半島地震災害義援金の寄付金控除のための「預り証」を今回の議案と同封しておりますので、ご確認ください。

最後に、令和６年度の県外視察研修の参加についてということで通知文を配布させてもらっております。出欠の報告を準備の都合本日としておりますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

議 長 事務局からの報告が終わりました。皆さんのほうで何かありませんか。はい、鐵本委員。

１３番 鐵本です。前回農地パトロールのことで申し上げたんですけど、意味するところは、私の車に県の方が２人乗っていて同じところを回らずに山の中や浜のほう全体を見たいからそういうふうにして欲しいなと言っておられたので、私のところだけじゃなくて、いろんなところを見てもらうのが目的だけそういうふうにして下さいという意味を言ったので、ぜひ来年度はそうようにしていただきたいと思います。

議 長 先月そのことは受け止めました。来年はまたいろいろ考えてみたいと思います。他にございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、本日の農業委員会会議は閉会といたします。ご苦勞様でした。

— 午後２時２５分 閉 会 —